

小泉蒼軒文庫

漂流一件

新津古文書研究会



小泉蒼軒文庫

漂流一件

新津古文書研究会



○天保九年春平戸藩園中村辰左衛門の如く

一、*(Handwritten text)*

*(Small handwritten notes)*

漂流

一件

伊豆

伊豆

伊豆

伊豆

三保の夜半に...

おのふは...

おのふは...

おのふは...

おのふは...

おのふは...

## まえがき

このたび、新津古文書研究会では、新津図書館管理文化財「小泉蒼軒文庫」に収められている「漂流一件」・「漂流談」（原文）を、古文書がはじめての方でも、古文書独特の響きを味わいながら親しみをもって読み進めていただけるよう、読下し文の文体でご披露することになりました。

「漂流一件」は漂流民から役人が漂流の瀬州や帰国までの経緯等を聴取して作成したいわば報告書で、「漂流談」は漂流の憂き目にあつた戸三郎の話を書き記・記録したものです。共に採りあげた事例は同じですが、記述内容に異なる箇所が見受けられることから、本書では公文書的な性格を有する「漂流一件」を優先的に、「漂流談」を付記的に扱っています。

ご承知のように、漂流記の舞台となつた江戸時代は海外へ渡航することも海外から帰国することも禁じられた鎖国の時代でした。本書に登場する戸三郎・長蔵・久太郎のように、他国に漂着した者が他国を転々とした後、無事に帰国・帰村できた例は極めて稀であつただろうと思われれます。

この希有な出来事に着目し、「漂流一件」・「漂流談」を後世に残した人が郷土の偉人『小泉蒼軒』です。蒼軒は本名をもとかずとしい、旧新津市市之瀬の住人で、天保中より名主を務めました。蒼軒はあらゆる学問に通じ、民政にも明るかつたことから、父其明共々に新発田藩から重用されたと伝えられています。

私たちは、先人の歩みの上に立っています。新潟のこれからを考えるとき、新潟固有の歴史や文化を知ることが重要です。このような思いから、先に出版した「懲震ちようしん毖録ひひろく」（平成二十一年再版）とともに、本書が少しでも皆様のお役に立てれば幸いです。

平成二十七年三月

新津古文書研究会会長

星名 忠直

## 凡例

一 掲載の史料二編（小泉蒼軒文庫）は、複写製本されたものが新津図書館資料室で閲覧できます。そこで、史料照合の便をはかるため、表題に記号番号及び資料名・番号を、本文に枚数を示す丁数を付記しました。（表裏二頁を一丁とした）

二 史料の体裁はB5・版縦書きとし、下段に注記欄を設けました。「注」は文章の文字肩寄りに※印を付け、その行の注記欄に注意すべき事柄を明記しました。ただし、一行の内に複数の注があり注意すべき事柄を記入しきれないような場合は、文字と…印を付けて前後の行に記入しました。丁数（便宜上□p）は本文下部の注記線、原本それぞれの丁一行目を示します。

三 文章の各行は基本的に原本と対応させてありますが、言葉が分断されたり、読みづらくなったりするような場合は部分的に前後の行へ移動しました。

四 原本の文意をそぐわない範囲で、段落と句読点を入れました。原本中の割り注（小字で二行に記されている）は「」を設け、その中に表記しました。

五 漢字はできるだけ元字を表記しましたが、読みづらい漢字には初出の時点で平仮名のルビを付けました。ただし、原本に記された片仮名のルビについてはそのままとしました。

六 原本の変体仮名（万葉仮名）は平仮名で表記しました。助詞類も同様とし、「江而者与之毛」は「えてはとのも」と表記しました。

七 越後訛ともとれる「ひ」については例のように「い」「え」と表記し、原本に表記されている「ひ」は「い」「え」のルビに付しました。

例 犬は日本の犬と違<sup>(ひ)</sup>い くわ<sup>(ひ)</sup>え 来たり候。（「漂流一件」 10 p から抜粋）

八 漢字の送り仮名は現今の告示による「送り仮名の付け方」を基準にしましたが、できるだけ原本の趣が残るよう工夫・表現しました。なお、文語文として常用される漢字は初出の時点でルビを付してそのまま表記しました。

例	之	有	在	罷	由	候	故	抛	無	相違	御座無	奉	如	何
	これ	あり	あり	まかり	よし	そうろう	ゆえ	よんどころなく	無	そうい	ござなく	たてまつり	いかが	いかん
相	成	仰	付	等々										
あい	なり	おおせつけ												

目次

口絵

「漂流一件」 原本

まえがき

凡例

本文

「漂流一件」 駭耳録 第十五

○ 「漂流談」 駭耳録 第十九

○ 新潟県北部略図

○ 漂流略図  
○ 年譜 出帆から帰国・帰村まで

あとがき

小泉蒼軒文庫

漂流一件

駭耳錄第十五の内



○漂流一件

※天保九戌年三月、越後國※中村濱戸三郎外式人のもの、異国へ漂着の上、異国舟にて送戻され候一件。

1 p

越後国岩船郡※早川村

長門屋次郎左衛門船

右早川村

船頭

宗吉

漂流中船中にて死

同村

※水主

左兵衛

ヲワホにて死

※馬下村

同

助次郎

右同断船中にて死

同村

同

八右衛門

同断

中村濱

同

戸三郎

当戌四十六才

※柏尾村

同

長蔵

右同断船中にて死

※一八三八年三月。

※中村濱…胎内市中村浜。

※村上市早川。

※下級船員

※村上市馬下。

※村上市柏尾。

柏尾村

同

傳吉

当戊二十九才

栗島

※炊

久太郎

当戊三十才

※天保三辰年、越後国早川村次郎左衛門船、乗組のもの、沖合において難風に遭い行衛相知れざる処、同七年エトロフ嶋へ〔松前より三百五十里余〕着いたし、右乗組の内、青山九八郎様御代官所中村濱百姓戸三郎乗組み罷在り、御同人様御役所へ松前隆之介様御役人中より御懸合之有り。中村濱役人召出され、※始末御尋ねなられ候処、左の通り書面差出し候。

恐れ乍ら※書付を以て申上げ奉り候

當村百姓戸三郎義、去る辰年早川村次郎左衛門船水主に相雇われ出帆いたし行衛相知れざる処、この度松前隆之助様御領分、エトロフ島へ漂着いたし、同人様御役人中より御懸合之有る由にて、※人別等の儀、御尋ねに御座候。

此の段、戸三郎※儀、天保三辰年正月下旬、村方出立。上杉弾正大弼様御※預所越後国岩船郡早川村次郎左衛門へ相雇われ、同人所持の船五社丸へ乗組み同村出帆仕候処、右船如何相成り候や、行衛相知り申さず。※去々午年五月中、船主次郎左衛門より長々行衛相知れざる上は難船いたし相果て候義も之有るべき趣

※炊事をする人。

※一八三二年。

※ある事件について両方が話し合つて、とりきめること。

※書きつけたもの。文書。

※戸籍のこと。

※「義」とも表記された。

※江戸時代、大名や江戸の名主らが統治を委任された幕府直轄地のこと。

※おとし一八三四年五月中。

相知らせ候に付き同月葬式相営み、※宗門帳取調の節死失いたし候趣申出候に付き、去る※未年より除帳仕り候。右戸三郎女房は実家

松坂三郎左衛門様御代官所同国蒲原郡金沢村百姓孫右衛門方へ立戻り、戸三郎妹以よへ同人様御代官所坂町村百姓久次郎

弟久松を躰養子にいたし戸三郎と相改め、当時相統罷在り候。然所、今般御尋ねの趣にては、先戸三郎儀難船いたし

沖合漂流の上、エトロフ島へ漂着仕り候義に之有るべし。左候得ば、當村人別のものに相違御座無く候。

右御尋ねに付き申上げ奉り候処、相違御座無く候。已上。

当御支配所

越後国蒲原郡中村濱

庄屋

堅左衛門印

※天保七申年十一月

青山九八郎様

出雲崎

御役所

右戸三郎儀、天保七申年七月廿五日、エトロフ島へ着。

翌酉年五月出立。奥州通り明楽飛驒守様御勘定御奉行所へ

御差出しに相成り、御吟味の上※口上書仰付けられ、今戌年二月廿五日

御裁許仰渡され帰国の節、江戸御役所において御用状御渡しに相成り、當表へ

着いたし、私方〔出雲崎尼瀬町郷宿相田屋戸右衛門〕に止宿の節、戸三郎へ承り候趣、左に書留置き候。

4 p

※江戸時代に宗門改により作成された帳簿。家ごとに戸主以下家族・奉公人の名前・性別・年齢等とともに宗旨・檀那寺を記載し、檀那寺と村役人が証印を加えたもので、毎年作成され戸籍簿の役割を有した。

※未年…一八三五年。

※一八三六年十一月。

※口上書…江戸時代、法廷で当事者の申し立てを筆記した供述書。誤りのないことを承認した証として爪印をおさせた。

越後国岩船郡早川村長門屋次郎左衛門船〔四百石積程〕水主に相雇われ、天保三辰年三月中、船頭宗吉共都合八人乗組み、

米四斗三升入り九百俵余り積受け、同国新潟湊出帆。※攝州兵庫を心懸け※齋噓り、備後国尾ノ道にて右米売払い、夫より※石州浜田より

一里程上の長浜にて鉄を積入れ、同年四月頃出帆、越後国

※海老江浦へ入津。鉄荷陸上げいたし、夫より空船にて※羽州酒田湊へ入津。売り米四斗入り八百俵程積入れ、同年七月十三日頃と覚え候

同所出帆。同十五日松前江指港へ入津。右米陸上げいたし  
鮓の鯨鱈、八百廿八俵買受け船積みいたし、同八月十二日同所出帆。

撰津・兵庫を心懸け齋噓り候処、出雲地山見受け候頃より、

悪風に相成り候間、帆を下ろし流れ居り候内、地山見失い候間、

※御鬮を取り候上、東へ向かい三日程颯候得共、山見えず候に付き 抛無

東北を向け百日程の間、海上颯せ又は漂い罷在り候内、水は之無く、※天水を 溜遣い、※粮米七俵を少々粥などに焚き給べ罷在り候内、水主八右衛門

助次郎・長蔵、船頭宗吉※惣身相腫れ追々相果て候間、死骸は

海中へ打捨てる〔尤も最初八右衛門相果て候節は三日程死骸船中に差置き仕り候得共、船中穢れ候間打捨て申すべき旨、船頭宗吉申聞かせ左候へ、同人相果て候得共、死骸打捨て申すべき旨、之を申し候。

相残り候左兵衛・戸三郎・傳吉・久太郎四人に相成り候〕。

何国とも知れざる地山相見え候間、唐にても之有るべきやと存じ、帆を揚げ齋附候処、同年閏十一月三日頃と覚ゆ。佐渡よりも小さき島之有り、人家相見え候処へ船懸留め候。

然る処、右崎より長さ四五尋程の丸木をくり候船に、※天窓の毛長さ壹寸程の※ざんぎりにて、前髪は三寸位にして上又は横へ櫛〔巾壹寸位、長さ六七寸位、牛の角の様に相見〕にて

撫で付け、目の色青き様にて、髪の毛少々赤く、髭はすり居り、木綿筒袖・衣類を着候もの五六人權にて 漂参り候に付き、

※撰津国の別称。

※帆をあげて走らせること。

※石州…石見国の別称。

※旧荒川町。江戸時代、荒川三港の一つ。良港として知られ、一〇〇〇石積以上の大船も出入りした。

※羽州…出羽国の別称。

※御鬮…神仏に祈願して事の吉凶をうらなうくじ。

※あまみずのこと。

※貯え置いた米。

※からだ全体のこと。

※尋…縄・水深などをはかる長さの単位。一尋は五尺（一・五一五m）または六尺（一・八二八m）。

※天窓…頭部全体の意には、古くは「かしら」を用いた。「かうべ」は漢文訓読語。近世には「あたま」を「天窓」と書くことが多かった。

※男が髪をゆわなひでみだしておくこと。

右をまねき寄せ、手真似をもつて上陸いたし、水呑み度旨申聞き候処  
合点いたし候間、右船へ久太郎・傳吉乗移り上陸いたし候。

〔此の島の名ヲワホと申し、サンドウチと申す国の内なり。サンドウチは七八島にわかれ居り候由。日本より東に当たる。〕家数五十軒程も之有る処へ四五日逗留いたし候処、里芋・薩摩芋・肴などを給べさせ置く。夫より右島人五六人、乗組のもの一同

元船へ乗組み、島人案内にて同所出帆いたし、二日の間海上十八九里程  
瀟参り、夜に入り※間入り致すべく存じ候処、風悪敷く乗り入れ難く漂い罷在り候内、元舟  
岩に當たり詮の通り出来。船動けず候間※てんまへ乗移り、島人は游上がり  
候内、元船は破船に相成り、夫より※夜五ツ時頃上陸いたし候。

右島湊口に高さ※老丈ばかり、巾貳間、長さ三十間程の石垣に、先に鎗付けたる大鉄砲  
長さ五六尺、元口八九寸、口五六寸位、玉目五百目より※老貫目位と覚ゆ。  
三十挺程かざり之有り。右石垣へ造懸け候家老軒、此所の頭と存じ候。

廻りは海辺に付き、固くしめ結び懸けさせ候と存ぜられ候。同所人家百軒程も  
之有るべし。屋根は草にて葺き、柱は堀立て、※根太・敷板もなく土間、又は  
敷きものは※アンペラ様のもの敷き候ものも有り。米を呉れ、菜は肴を  
漁にて焼く。又は、竿杯も繕居り候内、左兵衛は死去いたし、島人

箱詰めにしたし埋め候。寺へ葬り相頼み候処、左候得ば右国の人の様に相成り  
候由の義を申し、葬り呉れず候。同所にて介抱いたし呉れ候ものゝ名は  
ミチバランチと申し、同所へ着いたし候節、筒袖の木綿単物四枚、  
尤も筒袖老枚に股引老足ずつ付け候、手風呂敷、其の外沓などを呉れ候。

當国より着参り候分は脱がせ、右の分を着させ置き、大切に手當ていたし候。  
同所に罷在り候内、※筆墨〔日本と同じ〕差出し候て、日本人と認め見せ候処  
承知いたし、右の者は漢唐人の由〔漢唐のもの十人程参居り、是は奉公様の事の由〕。

島内歩行見候処、水田に芋を作り〔此の芋根を取り二三日からし置き右くきを田へさし候得ば、猶実付け候由〕

6 p

※船の泊まる所。

※荷物などを運送するはしけぶね。

※今の午後八時ころ。

※一〇尺(約三〇三cm)。

※一〇〇匁。約三・七五kg。

※床板を上げるために床下にわたす横木。

※むしろ。

7 p

※ふでとすみ。

稲は見受けず。山は数無く少々、松木も之有り候得共、薪木迄外国より

船にて積入れる。女は髪長くクルク巻き、櫛にて留める。「亀甲様なり、五寸四分ほど、

衣類は男女共筒袖。男は短し。女は長く、筒袖の上、股引を着る。

男は深沓。女は浅く沓の下長足袋也。此の国、寒暖なし。七月頃の

時候にて、同所へ着の時は閏十一月に候得共、西瓜之有り、のみ・蚊

沢山。同所にて世界絵図の懸物見請け候。且近島より※白檀出候。

是より、漢唐へ船にて相廻し候。魚類足らず。椰子盃さかずき沢山有り。石にて

打割り、水又は実を給べ候。クロンボウ拾人斗居り候。色黒くちぢり毛也。

是はクロンボウの國より奉公に参居り候。同所に罷在り候内、

島人へ折々手真似を以て日本へ帰度き旨申聞かせ、都合拾九ヶ月居り候処、

夫より式百石餘りの船（式本柱五つ帆にて木綿にも之有るべきや。帆は日本の帆より丈夫也。つぎ柱也、船の造りは

日本と違ちがひ、島人拾三四人・戸三郎・傳吉・久太郎共一同乗組む

〔尤も此の船、塩・たばこ等積受け罷在り、外国へ商（ひ）いに罷越し候船と相見え候。態々わざわざ

戸三郎外式人送り届け候義に之無く、右商（ひ）いの序（ついで）と相見え候。此の船セツカと申す所に

木沢山の由にて※作事（ひ）いたし、翌年三月頃出帆いたし候〕。右島出帆の節、行き先寒候（ひ） 8 p

〔寒き事をホウロンナくと云う〕花色※羅紗筒袖裏（やわ）和らか成る毛織也。股引とも革の頭巾・

革の沓・足袋（たび）〔足袋は長足袋、我が国にてめりやすにいたし候あみの様の木綿也〕等銘々貰（ひ）い候。船中に

玉目百目程の鉄砲式挺仕込置き候。右船の船頭カベナハタと申し候。

海上千三百里程共覚ゆ（日本沓里にして、尤も沓日壹夜何程と日本船の見積り）、三十日程艫（はせ）参り

六月廿日頃にも之有るべし（午年に當たる）。※セツカと申す処へ入津（にゅうしん）〔ロシアの内、日本より北に當たる〕。

此の所に船五艘程入津いたし居り候。船中に五六日居り候処、其の後上陸致させ、

借家にも之有るべきや。明（あ）き家へ戸三郎外式人共入れ、米・茶・砂糖・薪・汁鍋

等を呉れ候に付き、手鍋罷在り、右品絶え候に付き貰（ひ）いに行き候節は夫々（それぞれ）呉れ遣わし

※常緑香木。高さ六尺余。材は帯黄白色で香気が強い。皮は香料に供し材は器具製造用。

※作事…家屋等を造つたり修理したりすること。

※羊毛で地の厚く密な毛織物。

※セツカ…アメリカ合衆国のアラスカ州シトカのことか。

蠶(つくづく)繭(こ)も貰(もら)いに行き候(まほ)得(と)ば、五十挺(ごじゅうてい)斗(と)ずつ呉(くれ)れ遣(や)わし候(まほ)〔長さ(ながさ)老(おい)尺(せき)程(ほど)也〕。家造(かぞう)り様(さま)は材木(さいもく)を※疊(かさね)上げ〔尤(なほ)もヲ(や)ロシヤ(ロシア)木(もく)沢(たく)山(さん)にて、残(のこ)らず家造(かぞう)りは材木(さいもく)を疊(かさね)上げたり〕、乍(しか)しなから家(か)の外(そと)とは木丸棒(もくまるぼう)にて、内(うち)まさかりけづり紙(かみ)はり候(まほ)ものも有(あ)り。又(また)は上(うへ)にたつ人(ひと)は白(しろ)かべ塗(ぬ)り也。

其(その)の所(ところ)の頭(かぶ)に之(これ)無く次(つぎ)の人(ひと)世話(世話)いたし候(まほ)〔此(この)人(ひと)諸(しよ)職(しやく)人(にん)五十(ごじゅう)人(にん)餘(あま)り抱(かか)置き時(とき)々(とき)職(しやく)人(にん)の仕(し)事(じ)場(ば)へ見(み)廻(まわ)り歩(あ)行(あ)候(まほ)〕。同所(どうじよ)に獵(あ)師(し)にも之(これ)有(あ)るべきや。ゴロンシヨ(ゴロンシヨ)と申(まを)す長(なが)、ざんぎり有(あ)り。

男女(なんにょ)共(とも)顔(かほ)を色(いろ)どり、唇(くちびる)に穴(あな)をあけ木(き)をはさみ、※毛氈(もうちん)の樣(よう)のものを着(き)罷(ま)在(あ)り。ヲ(や)ワホ(ワホ)より送(お)られセツカ(セツカ)へ入(い)津(つ)の砌(せき)、船(ふね)中(ちゆう)の異(い)國(こく)人(にん)右(みぎ)ゴロンシヨ(ゴロンシヨ)の若(わか)女(にょ)・売(ばい)女(にょ)と申(まを)すにも之(これ)有(あ)る間敷(まじく)候(まほ)得(と)共(とも)、船(ふね)へ

連(れん)寄(よ)せ相(あ)返(かへ)し候(まほ)節(せつ)、衣(い)類(るい)等(とう)呉(くれ)遣(や)わし候(まほ)。セツカ(セツカ)寒(さむ)し。一(いっ)体(たい)にヲ(や)ロシヤ(ロシア)は

寒(さむ)國(こく)の由(よし)。魚(う)類(るい)沢(たく)山(さん)。鯨(くじら)六(む)尺(せき)餘(あま)りの分(ぶん)之(これ)有(あ)り。式(しやく)人(にん)にてかづき歩(あ)行(あ)候(まほ)に地(ち)に付(つ)き候(まほ)。鱈(たら)・鮭(さけ)・鯡(にしん)等(とう)有(あ)り。鯛(たい)は見(み)受(う)けず。

松(まつ)前(まへ)高(たか)田(た)屋(や)と申(まを)す者(もの)の事(こと)相(あ)斬(き)り、松(まつ)前(まへ)の樣(よう)子(こ)委(く)敷(しやく)覺(かく)居(い)り、日(にっ)本(ぽん)の繪(え)図(ず)見(み)せ、是(こゝ)は松(まつ)前(まへ)、是(こゝ)は酒(さけ)田(た)・庄(ぢやう)内(うち)・越(こ)後(ご)・越(こ)中(ちゆう)杯(はい)と申(まを)聞(き)候(まほ)。

同所(どうじよ)※陣屋(じんや)取(と)り之(これ)の處(ところ)也(なり)。是(こゝ)は海(うみ)邊(べ)に付(つ)き、國(こく)の為(ため)にも有(あ)るべき候(まほ)や。上(うへ)に立(た)つ且(かつ)那(な)らしき人(ひと)たりとも私(わ)用(よう)又(また)は遊(あ)びに出(い)で候(まほ)節(せつ)は無(な)腰(こし)腰(こし)、供(とも)もな

女(にょ)房(ぼう)の手(て)を引(ひ)き歩(あ)行(あ)候(まほ)も有(あ)り。同所(どうじよ)にて赤(あか)地(ぢ)毛(も)織(お)樣(よう)の筒(つつ)袖(そで)、黒(くろ)厚(あつ)毛(も)織(お)筒(つつ)袖(そで)、うわ着(き)也(なり)。何(い)連(れ)も股(また)引(ひ)付(つ)け、足(あし)袋(ふくろ)式(しやく)足(あし)・深(ふか)沓(くつ)・きせる・ふうりん・鍋(なべ)式(しやく)つ・鉄(てつ)茶(ちや)鍋(なべ)呉(くれ)候(まほ)に付(つ)き足(あし)袋(ふくろ)老(おい)足(あし)差(さ)遣(や)わし髮(かみ)すりと替(か)貰(もら)い候(まほ)。都(みやこ)合(あ)合(あ)老(おい)年(ねん)程(ほど)罷(ま)在(あ)り。

翌(あ)年(ねん)〔未(み)年(ねん)に當(あた)る〕四(よ)、五(ご)月(げつ)頃(ころ)と覺(かく)ゆ。

ケ樣(かよう)相(あ)認(にん)め候(まほ)書(しよ)翰(わん)相(あ)渡(た)し候(まほ)に付(つ)き、此(こゝ)の樣(よう)のもの持(も)持(も)参(ま)いたし候(まほ)共(とも)、

致(いた)し方(かた)之(これ)無(な)き旨(めい)申(まを)し候(まほ)處(ところ)、松(まつ)前(まへ)に村(むら)上(じやう)太(た)助(すけ)と申(まを)すもの之(これ)有(あ)り、右(みぎ)のもの

読(よ)み候(まほ)樣(よう)申(まを)し候(まほ)。右(みぎ)文(ぶん)字(じ)は横(よこ)文(ぶん)字(じ)と唱(な)え候(まほ)。※厚(あつ)唐(たう)帟(へい)に認(にん)め、上(うへ)包(か)みいたし、

封(ふう)印(いん)なし。送(お)り状(じやう)樣(よう)のもの也(なり)。六(む)七(しち)百(ひやく)石(いし)積(つ)船(ふね)三(さん)本(ぼん)柱(ちゆう)、

※積み上げること。

※獸毛(じゆうもう)に濕(ぬ)気(き)・熱(ねつ)・圧(あ)力(りき)などを加(く)えて一種(いっしゆう)の縮(ちゆう)絨(じゆう)を施(せ)し、各(ご)織(お)維(い)を絡(か)交(か)密(みつ)着(ちやく)させて織(お)物(ぶつ)樣(よう)とした幅(はく)広(ひろ)物(ぶつ)。

※江戸(えど)時(じ)代(だい)、無(む)城(じやう)の小(こ)大(だい)名(な)や交(か)代(だい)寄(よ)合(あ)の屋(や)敷(し)、あるいは幕(まく)府(ふ)郡(ぐん)代(だい)・代(だい)官(くわん)の役(やく)宅(たく)・屋敷(やしき)のこと。

※中(ちゆう)國(こく)でつくつた紙(かみ)で、表(あ)面(めん)があら

く、質(あ)りものろい紙(かみ)のこと。

帆十四五、三四十人乗り、船中に鉄砲片々三挺充六挺仕込み置き候。

10p

船頭カヒタンと唱う。戸三郎外式人共一同乗組み出帆。海上千里程三十日餘り西へ向かい漕ぎ、※ヲホツカ「ヲロシアの内」と申す處へ送られ候。是も態々送り候に之無く※便船と相見え候。同所セツカよりも寒し。家の造り様は

同断。家数七軒程之有り候処に罷り在り。鍋類はセツカにて

貰い候分持参り米等貰い候。世話いたし候人、名はナシタシイヂウチンと申す。時々見廻り、その節茶呑み居り候処、セツカにて貰い候鍋新しく、茶赤く相成り候迎猶古鍋持参り呉れ候。夫より茶の色能く候。

同所より五六丁程行き候得ば、本町と相見え百軒程之有り候。山も格別之無く、セツカは山高く、ヲワホは小山なり。ヲホツカにて米様

のもの五俵程そりにのせ、犬十二三疋にひかせ候。犬は日本

の犬と違い至て聞訳宜し。同町に鍛冶之有り。度々同人方へ遊びに参り候処、或る時同人外の方へ行き、宅の戸鍵を落し来る。犬に申し聞かせ尋ね遣わし候処、程無く見出しくわえ来たり候。

一異國人は日本人より大きく候。

一異國に神社見受けず。寺有り。住寺をボ、と云う。髪の毛長く

鬚の方へなげ髪。※平袖にして下に筒袖を着候。王様の誕生日を

11p

休み、並びに年中七日目くに休む也。其の節、寺々説法有り。人々参詣

いたし候。ヲワホ・セツカ・ヲホツカ三ヶ所にて、寺壺ヶ寺ずつ見受け候。

寺は奥行き式拾間程也。罷越し見候処、えんま様の御面の

懸もの懸かり居り候。寺毎に釣り鐘有り。日本の分と違い、※矢張ふうりんの

類也。中にしん下り有り。ヲホツカは四ツ寄せ、セツカは八ツ也

※オホーツク（ロシア連邦）のことか。  
※都合よく出る船。またそれに乗ること。

※袖口の下方を縫い合わせない袖。どてらの袖の類。

※副詞。やっぱり。案の定。

〔差渡し三尺程、又は老尺位の分もあり〕。手足に式本ずつ糸を付け、拍子をとる八ツのつりがね(せ)※壺集(いっしゅう)にうち、至つて賑々(にぎにぎし)敷き者也。

一 男女縁談は※住寺仲人なり。夫婦相對(あいたい)にて、離縁する時は

一生互いに独身。尤も死に分かれは三人まで※媒人いたし候。

一 死人は箱詰(はこづめ)寝棺(ねかん)にして寺へ持参土葬。親類様のもの

付添い参り候。ヲワホにて見受け候葬式は※綸子(りんす)の衣装を懸け

寺へ持参いたし候。葬り候処へ傘ケ(か)様木(かよう)の墓印を建て候。

一 上にたつ人の座敷は毛氈を敷き、坐敷の外は※板縁(いたえん)なり。

下々は板縁なり。障子はびいどろなり。都而(すべて)す(は)わる事なく、

臺に腰を懸けるなり。上に立つ人の坐敷杯(ざしき)※曲録(まがろく)を数多ならべ置き候。

下々はきやたつの様の臺を用い候。酒肴(しゅくわう)様のもの給る時に

至るまで、三尺四方位の臺に皿・鉢類をのせ、其の廻りに臺を置き

腰を懸け給るなり。日本にて上に立つ人を旦那様と云う。

彼の国にてはカヒタンと云う。上に立つ人は筒袖の肩の下に金の

丸きふさを付け、次の人は白き革の類のふさを付ける。下々は

付けず。上に立つ人は髭有り。下々は髭(ひげ)並び(なら)にあごの髭すり居り候。

都而(すべて)天窓(あたま)はざんぎり也。

一 壺間毎(ひつま)に鍵を懸け候。寝る時は疊壺枚程のふち付けたる臺に

鳥の毛の様のもの入れたるふとんをしき、其の上に毛織のふとんをしき候。

枕は※くくり枕にて、式つ又は三つ程ずつ重ねて寝候。廻りにのうれんを下げ候。

一 通用文字は残らず横文字也。ヲワホに漢唐(カントウ)と云う人、拾人斗(ばかり)罷越し居り候。

是は※手代奉公様の事と相見え候。同国は※真字(まじ)を相用い候由。

ヲワホへ千里斗(ばかり)の由。壺ヶ月又は風悪敷(あし)く候得ば式ヶ月も

※一緒といふこと。

※一寺の主長である僧。住職。

※なかだち。なこうど。

※精練した生糸で織つた、絹の紋織物。厚くなめらかで、つやがある。

※板を張つた縁。

※背もたれの部分が円く曲がり、脚が床几のように交叉した椅子。

※くくり枕…両端をくくって、中にそばがらなどを入れたまくら。

※手代…商家の奉公人の一つ。番頭の下、丁稚の上。住込で一人前の店員として給金・衣食が支給された。

※真字…漢字のこと。

かゝり候よし。横文字は鳥の羽根にて認め候。

一漢唐人は股引をはき、夫れと筒袖を着候。筒袖長し。牡丹留め或いは緒。

股引は足の五本も入るべき様に廣く、ヲロシヤの股引は※パツチに似候。

13p

一通用金銭有り。通用金杯丸く四色に別れ、鳥又は王の繪、

廻りに横文字、裏にも横文字有り。銭はあかがね。是も四色に

別れ、王又は鳥・狐・横文字等有り。ヲワホは※正金多し。セツカ・

ヲホツカは正金不足ゆえに、セツカは革の札、ヲホツカは紙の札を通用候。

一紙は厚く、手紙は上包み・四角・三つ折り也。真ん中に※チャンを流し、

印判を押し候。挑灯はびいどろ也。下々は傘用いず、上に立つ人相用い候。

ほねは真鍮又は鯨ほね也。天井は結ぶ也。

一腰の物に糸を付け肩へ下げ候。如此手の入る処有り。

一弓は見受けず。尤も獵師は持ち候ものも有り。

一鉄砲の先に壱尺程の鎗を仕込置き候。如何様の船にても鉄砲

仕込置き、大船に至り候得ば式十挺も之有り候。船間へ入る時又は出帆の節、か

ら鉄砲五七から打ち也。然れば磯にて挨拶の鉄砲を打つ也。

一ヲロシヤの在地、チツペナポロと申し候。

一日本ならば正月と覚えし時、上に立つ人の処へ集まり、踊り又は呑喰い

いたし、其の節、外方塀の辺り迄蠟燭を燈し候。蠟燭は

壱尺程の長さにて、日暮れに壱挺燈し候得ば、夜半迄之有り。※あんど

之無く蠟燭を燈し候。たばこぼん之無く、昼にても蠟燭を

とぼし置き、夫れにて煙草を吸う。上に立つ人は巻たばこ、下々はきざみ煙草也。

一水風呂をたまく釜に湯をわかし風呂場へ行きからだへ桶にて湯をかけ、尤も洗う事なし。

一毎朝洗粉にて男女とも顔を洗い候。

14p

※股引の長くて足首まであるもの。

※強制通用力を有する貨幣。紙幣に  
対して金銀貨幣をいう。

※原油やコールタールを蒸留した  
あとにのこる黒色の固まり。

※あんど…木などの框に紙を貼り、  
中に油皿を据えて燈火をとす具。あ  
んどん。

一 給ものは小麦を團子のごとくにいたし、焼きたべ候。米は上に立つ人、  
少々ずつも給べく候得共、其の餘給ず。戸三郎其の外のものはヲワホ・  
セツカ・ヲホツカとも始終米にて賄置き候。米をユロバと云い、麦を  
カレバと云う。

一 ヲワホにて鳥なし。外式ヶ所とも有り。庭鳥は三ヶ所とも沢山有り。諸人給べ候。

一 牛・※豕等給べ候。尤も牛は能き料理杯に相用い、カケヤにて打殺し、

※前引にて、胴切りいたし、革をむき、切売にいたし候。※猫牛等も有り。  
午は勢分付き候邊、きん玉をもぎとり候。

一本町等家造りは町並にして、商人・酒店等之有り。酒は※しやうちうの味也。

一 諸人悪事いたし候得ばはだかにいたし、軽きは糸繩、重きは

しばほうきにて両方より※打違にうつなり。是は下々致さず、  
上にたつ人を頼み仕置く。ひどく血出る事も有り。

- |          |        |         |         |        |       |
|----------|--------|---------|---------|--------|-------|
| 一 飯を     | かせと云う  | 一 水を    | わた      | 一 塩を   | そうり   |
| 一 衣類を    | なつはへ   | 一 酒を    | おうつか    | 一 たばこを | たばこ   |
| 一 きせるを   | どろふか   | 一 鍋を    | かちら     | 一 火を   | おこん   |
| 一 もの給べを  | ごせやへ   | 一 紙を    | ぶまか     | 一 茶碗を  | 茶しか   |
| 一 立具を    | おこしか   | 一 山を    | やんま     | 一 腰物を  | ざひら   |
| 一 家を     | どうも    | 一 日を    | そんざ     | 一 月を   | めせし   |
| 一 星を     | おぶらか   | 一 男を    | もせき     | 一 女を   | ぜへふか  |
| 一 大人を    | ぶかしゆらへ | 一 子供を   | まれ      | 一 寝る事を | しつぺ   |
| 一 おきる事を  | したわへ   | 一 爰へ御出を | いてう     | 一 忝    | いをばせば |
| 一 物の能き事を | うらしゆ   | 一 笠を    | ほろしかという |        |       |

※ぶた類(いのしし・ぶた)の総称。

※饗宴の時、主人から来客へ贈るもの。

※猫牛…ヤク(偶蹄科目ウシ科)のこと。寒気・乾燥に強い。

※しやうちう…しやうちうのことか。

※互いに交又するようにつこと。

一ヲホツカにて不快の節、醫師罷越し候。菓は勿論、たべものに至る迄

醫師あんばいいたし給べき候。風俗は上にたつ人の風俗也。同所にて

16p

白布地・筒袖・下着三つ・※もえぎ厚毛織筒袖・股引共手風呂敷、

足袋・深沓を呉れ候。貰いものは三人とも同じ。同所に老年程罷在り。セツカ同

様横文字書翰尅通相渡す。六月下旬と覚ゆ〔申年に当たる〕。五七拾石積船、

尅本柱、帆四五つ、十三人乗、鉄砲式挺仕込み有り。戸三郎外式人共一同乗組む。

船頭名はメトロイワンヂヲロウと申す。尤も態々送り候義に之無く、右船麦粉類

積入れ罷在り同所よりエトロフへの途中、ヲロツフと申す処へ序でと相見え候。

同所間に入り磯へ上り見候処、家式三軒之有り。造り様は同断。其の外※アリウトと

申すえぞに似寄り候もの、穴へ家を造り罷在り候。同所にて積荷陸上げいたし

船中に四五日罷在り。空船に付き石を積入れ、猶又アリウト十人程乗組む。是は便船

を相頼み候と見え候。ヲホツカより五六百里にて場所近からず候得共、風之無く四五日颯る。

エトロフ尅里程に相成り、元船沖合に懸かり居り、革てんまに島人式人・傳吉を乗せ、

其の節島人申すは、戸三郎外式人引渡の節、日本人五人以上

沖合へ罷越し候得ば異國舟も其の心得を以て支度いたし候旨、談合様子

聞きとしてエトロフ島へ参り候。途中沖合に日本舟懸かり居り候に付き、

右舟印傳吉見受け候処、主人次郎左衛門分家早川村市兵衛舟にて七八百石積船、

右船へ罷越し候処市兵衛も罷在り、互いに驚入り始末相咄す。同人を以て

右島へ入船の義、島役人へ頼入れ候得共聞き入れず、其の内磯にて鉄砲数挺

打懸け、抛無く異國人・傳吉共元舟へ立帰り、異國人立腹の様に相見え候。

夜に入り密かに役人詰居らざる処へ、傳吉・久太郎をてんまにて上陸致させ候。

右戸三郎外式人の内式人をあげ戸三郎尅人相残し候訳は、てんま三人乗にて

四人より乗せられず、三人乗の内島人尅人乗り候に付き式人のせ候義に之有り候。右船に

※黄色がかつた緑色。

※アラスカとカムチャツカの間にある  
アリューシャン列島の先住民族アレウ  
ト族のことか。

17p

革てんま三艘之有り。巾式尺五寸程、長さ式三間、三人乗は穴三ツ之有り候。其の翌日戸三郎を乗せ、御役人詰め居らざる処へ陸上げ申すべくと存じ、てんまに乘参り候処、矢張り鉄砲を打懸け、扱よんどころな無く猶又元船へ帰り候に付き、戸三郎義、扱さては傳吉・久太郎は陸上がりいたし候得共、磯にてか様鉄砲打ち候上は、猶又異國へ連帰る申すべくも斗はかりがたし難と存込み、壹人にて游およぎ上がり申すべき旨申聞き候得共、異國人聞入れず、其の夜エトロフ島役所より二里程南、ヲヨグと申す宜よしからざる処へ革てんま三艘寄せ合ひ、島人五六人にて送りに上陸致させ、其の節米式斗余り・茶・砂糖・びいどろちよく呉れ遣わす。其の外異國にて貰い候鍋・※薬くわん・衣類、其の外当国へ持参の品夜着・ふとん・古着とも三人分相渡し異國人出帆いたし候。エトロフ辺りへ鯨取りに、異國船沖合へ参る事有りと見え、鉄砲にて打寄せざる也。

※天保七申年七月廿五日、エトロフ島へ着く。同人町役人の処に罷在り。異國にて 18p 着来たり候衣類御引上げ着替させ成され、手拭い、其の外に至る迄下され候。

同所御役所において御吟味之有り。其の節横文字書翰島人申し候通り申上候処、村上太助に之無く、村上貞助と申す江戸役人の由、仰せ聞かされ候。右書翰、出府以前、江戸へ御差出し之有り。※翌酉年五月出立。

エトロフ島役頭松江茂兵衛殿鎗やりあてちやくえん当着衰にて御付添い。御用船にてクナシリ島へ御渡り、同所に四、五日※日和待ち逗留之有り。猶御用船にて松前島地へ着く。

戸三郎外式人駕籠かこ又は馬にて送られ候。※御城下近く相来たり、浴衣壹枚ずつ、猶又着替させ成され、箱籠はこたてへ着き御役所へ御召連れ之有り。御調べ之無く同所旅籠屋はたごやに差置かる〔役人付添居られ十日程逗留〕。夫より天氣に相成り奥州津軽へ渡り、青森へ泊り、

同国南部へ罷出で、奥州通り、道中※通し馬にて罷越す。※御徒おかし式人御足軽四人※先触さきふれとして戸三郎・其の外のものよりも先御登り、右松江茂兵衛殿、

其の外御役人・御徒共都合三十四人にて御召連れ、千住へ着ちやくの節、浴衣・股引・手拭い・甲掛こうがけなど猶又着替させ成され、同年七月十八日江戸下谷新寺町松前様

※やかんのこと。

※一八三六年七月二十五日。

※一八三七年五月。

※穏やかに晴れた天気待ち。

※大名松前氏の居城、松前城のこと。  
福山城とも。

※通し馬・出発地から目的地まで継ぎ替えずに、同じ馬を雇いづめにして行くこと。  
※御徒・馬乗を許されず徒歩で従軍した武士。

※先触・あらかじめ触れ知らせておくこと。

江戸御屋敷へ着き、昼飯給べ候上、荷物に至る迄、小川町明楽飛驒守様御勘定御奉行所へ御引渡に相成り、一と通り御糺の上、※公事宿小石川春日町大黒屋長右衛門方へお預けに相成り候。エトロフ島へ着の後、月代御差留

19p

の処、宿長右衛門を以て同十九日伺い候処、月代仰付けらる。村役人出府以前御糺老度之有り。其の後村役人着の上、同年九月老度、十月老度御糺之有り。猶宿を以て聞糺し申上げ候様仰付け置かれ、同十一月四日※口書・印形仰付けらる。

其の節横文字書翰に認め之有る趣、御留役様御読聞之有り候。其の文言の内に三千三百五十七年杯と申す事之有り。是は右国始まりてよりの事の由。御留役は松井助右衛門様・関源之進様。夫より村役人は年帰村仰付けらる。尤も※翌年

二月十日罷出ざるべき旨仰渡され、※御差日罷出で候得共、粟島のもの渡海相成らず出府延引に罷成り、右の者出府の上二月廿五日※御裁許仰渡され候。の節所持の品残らず御渡しに相成り候得共、道中駄賃錢相懸り候に付き

諸品売拂う。尤も売拂わざる品は直ぐに中村濱へ差送り候。夫れより御支配御代官青山九八郎様、江戸御役所にて御渡りに相成り、江戸出立。※当戊三月八日越後国出雲崎※郷宿相田屋戸右衛門方へ着の上、※御用状差上げ、翌九日御裁許※御請證文写を以て相届け候処、猶又御受書仰付けられ候。

セツカにて貰い候赤地毛織筒袖老枚当所へ持参致し候。同十一日同所出立、帰村いたし候。則ち御受證文写両通共、左に認置き候通り。右逗留中、同九日※差添のもの立会いにて戸三郎より戸右衛門悴

伊之助承り候趣、前書の通りに御座候。尤も着岸の場所にて已に罷在り候に付き町方并に御城下様の能き処見受けず候。右留書前後も之有り。右の外珍敷き義も之有るべく候得共、逗留之無く承り候。大荒増書留置き候。

右御請證文左の通り。

20p

※公事宿…訴訟、裁判のため地方から出てきた者たちが宿泊した施設。

※江戸時代、法廷で当事者の申し立てを筆記した供述書。誤りのないことを承認した証として爪印を押させた。

※一八三八年二月十日。

※指定された日のこと。

※下部から上申された事柄の可否を判断して決めること。裁断。

※一八三八年三月八日。

※近世、城下町・陣屋町に公務で出張してきた村役人等を泊める公邸の町人宿。

※御用状…幕府等の用事・入用が書かれた書状。

※請證文…江戸時代、民事訴訟の判決の際、その裁許をうける旨書き記して、原告・被告から奉行所に提出した誓約書。

※差添…付き添い。

差上げ申す一札の事

越後國早川村次郎左衛門船沖合において難風に遭い難船におよび、乗組のもの共、異國へ漂着の上送戻され、エトロフ島へ上陸いたし候一件、再度御吟味の上、水主傳吉・戸三郎、炊久太郎義、五社丸と唱え候右次郎左衛門手船へ船頭宗吉、水主左兵衛・助次郎・八右衛門・長藏一同乗組み、次郎左衛門より松前江指山城屋彦兵衛方へ相納め候米八百俵積受け、去る辰年七月中羽州酒田湊出帆いたし、同十五日

江指へ着。船荷物彦兵衛へ相渡し、同人より鯡の数の子八百廿八俵買請け舟積みいたし、同八月十二日同所出帆いたし候後、沖合において難風に遭い数日洋上に漂い罷在り候上、異國へ漂着いたし

宗吉・長藏・助次郎・八右衛門はそれ已前、左兵衛は彼の国において病死いたし候。元船は着岸の節、荒磯へ乗掛け破船に及び候に付き、異国船にて送戻さる。去々申七月中、エトロフ島へ上陸いたし候義に之有り。

銘々宗旨禅宗或いは真言宗にて宗門の義に付き※勸請候義之無し。

荷物は多分漂流中※勿捨て相残り候分並びに銘々聊ずつ所持いたし居り候金銭・衣類等迄元船へ差置き候儘破船におよび候義にて、交易等

いたし候義、曾て之無き様申立て、疑敷筋も御座無く候得共、異國へ漂着致し候義に付き、銘々御支配御代官並び御預所御役人・御領主・

家来衆へ御引渡し遊ばされ候間、其の御代官所並びに御預所又は御領分の外猥りに他出致間敷く候。尤も持帰り候品の内横文字書翰等は御取上げ、其の餘り

の分は御渡し遊ばされ候様仰渡され候。且つ早川村市兵衛船※直乗船頭市兵衛、水主孫作・新左衛門・由右衛門・三之丞・三左衛門・長左衛門・助太郎・常七・八兵衛、

炊文次郎はエトロフ島沖合にて※船懸かりいたし居り候節、右傳吉外式人、乗参り候異國舟に出逢い候迄の旨申立て、如何の筋も之無く、御構い

※神仏をほかの場所にうつしまつること。

※投げ捨てること。

※船主が自ら船に乗り、船頭を兼ねて回船業をおこなうこと。

※船を碇泊させること。

御座無く候。銘々御支配御代官御預所御役人へ御引渡遊ばされ候様仰渡され、  
一同承知畏み奉り候。依って御請證文差上申し候處、件の如し。

青山九八郎御代官所

越後國蒲原郡中村濱

百姓

天保九戌年二月廿五日

水主 戸三郎 爪印

村役人總代

組頭 勘兵衛 印

内藤紀伊守御領分

同国岩船郡柏尾村

百姓

同 傳 吉 爪印

村役人總代

組頭 与三左衛門印

上杉弾正大弼御預所

同郡粟島

百姓弥作悴

炊 久太郎 爪印

村役人總代

組頭 惣 助 印

早川村

百姓

御奉行所

直乗船頭

市兵衛

水主

孫作

同

新左衛門

同

由右衛門

同

三之丞

同

三左衛門

同

長左衛門

同

助太郎

馬下村

炊

文次郎

百姓

水主

常七

中村濱

百姓

同

八十郎

右總代

早川村

喜三郎

印

村役人總代

2  
3  
p

組頭 太左衛門 印

右は水共義、今般帰国仕り候。依つて御請書写を以て御届け申上げ奉り候。已上。

右

戌三月九日

戸三郎 爪印

勘兵衛 爪印

印形当表へ持参之無し

出雲崎

御役所

差上げ申す一札の事

戸三郎義、越後國早川村次郎左衛門船へ乗組み沖合に於いて難風に遭い異国へ漂着の上送戻され候一件、明楽飛驒守様御奉行所に

おいて再度御吟味の處、怪敷義は之無く候得共、異国に滞留

罷在り候に付き、当御支配所の外、猥りに他出致し間敷き旨仰渡され、

当御役所へ御引渡に相成り帰村仕り、其の様御届け申上げ候處、

右仰渡されの趣、相聞き当御支配所の外猥りに他出仕り間敷き旨

仰渡され承知畏奉り候。依つて御請證文差上げ申す處、件の如し。

当御代官所

越後國蒲原郡中村濱

百姓

天保九戌年三月十日

戸三郎 爪印

青山九八郎様  
御役所

役人總代  
組頭  
勘兵衛  
爪印

---



小泉蒼軒文庫

漂  
流  
談

駭耳錄第十九の内



漂流談

※早川村長門屋次郎左衛門龍宮丸 ※水主 ※中村濱戸三郎

1 p

早川村長門屋次郎左衛門沖船頭惣吉・水主傳吉（※かし尾の岡使）・

久太郎（※青嶋食たき）・私外四人都合八人乗り、龍宮丸に

数の子・油かす等積込み、※天保三辰年八月十二日、松前江差を出帆。

兵庫を志し馳登り候処、船路を考え九州

手前にて一夜流居り候処、夜の間に方角取失い、長門路へ

乗り候事叶わず、九州の先を乗廻し馳候處、

※大東洋へ乗出し候と見え、目当て之無く成り候故、

何方という当もなく馳候内、水を切らし、雨水を

呑み罷在り候故、乗組の内老人病氣付き、三日程相立ち

死去 仕り候。其の後追々に病付き候者之有り、船頭惣吉申し候は

此分にては何の陸地に付き候共斗知れず、斯く死人を船中に

差置き候ては船の穢にも相成り如何に候間水葬致すべし。

尤も此の後死去 仕り候者、我等始め右様いたし然るべしと申し候故、

船中一統、尤もと存じ右死骸を※薄べりに包み、海底に

水葬仕り候。其の後船頭惣吉外水主式人共に病氣

死去仕り候。右同様水葬に仕り候。都合四人死去仕り候。

残る四人の内、私壱人煩い申さず、三人の者共は余程不快に御座候。

其の内飯米も不足に相成り候間、一日米四、五合ずつ

私※炊子仕り、食入し中を杓子を以て四つに分け、銘々の分与え、

勝手次第一日の糧に喰わせ申し候。薪も無く成り候故、

江差より持参候秘蔵の楫も打割り薪にいたし申し候。

2 p

※村上市早川。

※水主…下級船員。

※中村濱…胎内市中村浜。

※かし尾…村上市柏尾。

※青嶋…栗島のこと。

※天保三辰年…一八三二年。

※太平洋の古称。

※裏を付け、縁をつけた筵。

※炊事をする事。

※焼油も無くなり夜分は東西分ならず。其の上船中残らず病人にて明日共申されぬ命の者共而已に御座候えは、

其の淋しき事申すべき様御座無く候。私老人病氣も之無き事故、死に残り老人にて跡より死申すべき杯取越し思案し見申し候得ば、中々以て心細き事申すべき様御座無く候。

凡そ斯くの如く漂居り候内、百日余りの有り。

最早飯米四五合に相成り候時、漸々山を見付け候故、食焚き久太郎に梶を取らせ、私表に相立ち

異國にても乗付け申すべしと馳参り候処、久太郎義泣出し梶取る事叶わざる由申し候故参り見候處、久太郎義

※紅丸大きに腫れ上がり痛み堪えがたき様子に候故、

私立ち替わり申すべしと存じ候處、櫓の下より老人はい出、替わり申すべしと云い候故、久太郎を休め申し候。

夫より又々表へ立ち出で見候處、最早嶋も段々近く

相成り候故、持参候金子式両程之有り候を股引に結付け、如何様の所に流付き候共、命さへ之有り候わば失い申す間敷と存じ、

其の内船磯へ付け申し候を異国人四五人参り、何れの者なりと相尋ね候様子に候得共、辞少しも相分かり申さず。

彼の者共、船の名を見付けリウクウと申す様に讀申し、承知いたし候様子に相見え、夫より紙筆を与え候故、

則ち日本と記し遣り候得ば、うなずき申し候。私共の船に乗移り別所へ乗廻し候。彼の者共の様子を見るに別心も之無き様子に候故、

股引に付置き候金子を取り、神棚の後ろに納め申し候。

夫より船中にて一夜を明かし、夜明け頃※間と覺しき所へ

※照明用のことか。

※又は寧丸か。

※船の泊まる所。ふながかり。

乗込み候處、岩上に乗掛け破船いたし候間、てんま船に  
取乗り上陸仕り候処、櫓下に煩い臥居り候二人の者共、

起出で、共に助け呉れ候様叫び候故、又くてんま船乗り返し、  
助け乗り候得ば、船は残らず分破仕り候。右の始末に候故、

金子其の外残らず海底に※すたり、四人の者共命斗助かり申し候。

夫よりミチバランチと申す人の家へ罷伴い、介抱に

預かり申し候。此の国の名はヲハホと申す由承り申し候。

十日余り同人宅に罷在り、明家壺軒借受け別居仕る。万事入用の品は  
同人並びに今壺人何の某と申す者より送呉れ候様子と相見申し候。

一体此の島の義は小嶋にて、外同様の嶋二つ、都合三嶋にて  
一国にいたし候様承り申し候。

身元宜敷者は大体※余國よりの出店の者にて、土地の者は一向見苦鋪き暮らし  
方に相見申し候。

家作の義は掘立て柱に御座候て、食料は小麦に牛・ぶた・魚類を  
食用に仕り候。

ミチバランチの所は材木を畳上げ候家作にて、舟並びに商物を渡世といたし候  
様子に御座候。店には木綿類・其の外品々賣り申し候。召遣いの者共は  
手代・其の外食焚等に至る迄、凡そ十四五人大体カントウ人に御座候由。

かし尾傳吉義は店へ立入り手傳いいたし候所、彼の者共國よりの手紙なりとて  
見せ候所、経文の様成る字体に御座候。其の者共は此の島に参居り候故、

此の嶋辞を相用い候得共、実は言語相違い候様存じ申し候。  
水の事をスイ、米の事はマイと申す杯は文字に相叶い候様存じ候。

右カントウ人の義は髪をくるりと剃り、正中に髪を立て、け先を組にいた  
し後ろへ遣り申し候。此の國のものは惣髪にて櫛を指しくるくと巻留め申

※すたる〔廢る〕不明になる。だめにな  
る。

※他國のこと。

し候。

其の外黒ん坊も此の嶋に多く相見申し候。面体なら並びに惣身ことごと悉く墨を塗り候様見え申し候。

一家作は土間に御座候故、腰掛けを銘々致居り申し候。

夜分は余程大きな涼臺すずみだい様のものゝ上に臥せ、夜着は御座無く候。

米も御座候得共、田は見え申さず一向不足の様子に候得共、

私共には始終米を食わせ申し候。

一体暖国に御座候間、私共間十一月三日頃着き候所、西瓜すいかを

食わせ申し候。南ばんの木、茄子の木など杯は余程大き成るが

見え申し候。八石芋を殊の外沢山にて※大前小前共に食用仕り候。

其の外薩摩芋さつまいもをワワラと申して、是亦食用仕り候。

嶋主と見え鉄砲廿挺位も持たせ通行仕り候。

私共居り候内、ミチバランチ、其の外然るべき者共寄集まり、芝居を仕り

候。大きな箱の内に車をからくり、廻るに随したがい面白き音を立て申し候。

其の拍子に連れ、大勢手を取合い、足を踏み申し候。

手は働ウツカし申さず、足にて踊り申し候、時々互いに下をくぐり

杯など仕り候。哥うたは謡い申さず。胴の丸き三弦に針金の糸を掛け

引き申し候。集まり候錢は嶋主に呉れ候様子に御座候。

通辞は御座無く候故、私共胸を差し、又西の方差し見せ申し候得ば、

ブリセイと申し候。返すと申す事の由に御座候△。

凡そ此の島に居りし事老年半程。賣船に便船仕り、海上日数三十日程にて

センカと申す所へ罷送り申し候。矢張りフロシヤ國の

由に御座候。船頭の名はカヘナハタと申し候。船は※角かくを以て

丈夫に拵こしらえ、帆は幾つも御座候。

※裕福な者も貧しい者もの意。

△(頭注) 此の島にて承り候得ば、日本もカントウも皆西の方に當たり候由に御座候

※角材のこと。

此のセンカの義はヲホツカより千四五百里も北の方に御座候故、  
※寒國かんこくに御座候。家作りも材木をたたみあ上げ隙すき之無これなき様拵ひえ、三尺間位まに  
三尺程の窓を開き、ギアマンを張り申し候。屋根は一寸板を※錢つきに  
葺揚げたるものに御座候。此の所も矢張り土間にて、然るべき者  
にても土間に板を並べ候位の事故、銘々腰掛を致し申し候。

正月・其の外客来の節など杯は腰掛を客の数程並べ置き、膳は

銘々にては之無く、大きな廣い蓋に獸を蒸焼きにいたし其の儘差出し、  
座敷にて庖丁仕り、銘々亦また小刀にて能き加減に切り匙さじにて食ひい申し候。

食事相済み候と、客の前へ巻たばこを出し申し候。不断ふだんは大きな焼き物  
の長さ三尺位のきせるにて昼夜とも蠟燭の火にて吞み申し候。

酒は焼酎の如き辛き物に御座候。

夜に入り候得ば、蠟燭を式十三も座敷の廣狭に従い燈し、

其の外庭の辺り迄も蠟燭を燈し百八燈を燈し候様に極く明るく仕り候。

衣類は股引の様成るものをはき、鉄砲袖・ぼたん懸けの着物を着し、

身分しんぶんに従したがい、肩の辺に糸にて丸く紋の心しんに縫い物いたし、房ふさを提さげ申し候。

尤も宜敷よろこ者は金糸を用い房も長く仕り候。脇差わきざししを提さげ※花笠はながさをかむり申し候。

寒さの時節は火を焚き候得ば、室屋の如く相成り、

拾位あわせにて、事済み申し候。夜分は夜具之無く候得ども、床の上に

毛ふとんを敷き、毛氈もうせんを一二枚も着し臥し申し、中々寒さ御座無く候。

此の島人の髪かみの毛は赤白色にて、髪かみの毛を組くみにいたし結むすい申し候。

米は一向不足、多く肉食に御座候。かれいは殊の外大き成る物にて、

先ず並と申し候が兩人にて荷にない、尾は地をすり候位の物に御座候。

凡そ此の島に居り候事一年程、又々海上千里程ヲホツカと申す所へ送られ、  
ナシタシイデンデンと申す人の所に介抱に預かり罷在り候。此の国もセンカと

※寒氣の強い国のこと。

※錢つき、浅継か、板の継ぎ方と思われるが不明。

※造花などでかざった笠。

同様ヲロシヤ国の由承り申し候。島振りは※ヤシカに格別相違の儀御座無く候得共、寒気は亦々倍候様覚え申し候。松前高田屋金平通行の後、至つて日本の事委敷事に御座候。

私儀去る仕立屋様の店前を罷通り候得ば、内より手招き仕り候故立寄り候処、日本人袴・羽織にて座居り候絵を一枚見せ申し候。※「エイタチャウワ」と問い申し候えば、高田屋と答え申し候。惣て私ども儀は何方へ参り見物いたし候ても更に※誰何（本人に）仕らず候得共、何れも辺鄙成る所に罷在り候故、能き所は見申さず候。茶を呑み居り候所へ参り懸かり候得ば、私共にも茶を與へ候。茶は砂糖を入れ呑み申し候。

私此の国に罷居り候内、足痛并びに※口熱を煩い齒茎垂下り候位にて醫者に懸かり候処、診脈抔仕り、水菓を与え、病中は日々見舞い、食物の塩梅を差図仕り候。私ども其の宅へ参り候時も之有り。菓は残らず水菓にてギアマン徳利に幾つも貯え置き候。

此の所にて水主一人死去仕り候。※取置・経文等は他宗は成らざる由にて其れくに及ばず候。

彼の国の僧は名をポウくと申し候て、残らず惣髪にて妻帯いたし、経文抔も少々之有り候様子。日々参詣の者に説法し聞かせ候様子にて、佛事之有る候時は八角堂の檐に大き成る鈴を懸け、繩を付け、一度に引き鳴らし、賑やか成る事に御座候。

惣て婚儀はポウく媒酌にて妻を※向え取り候後、不縁等致し候えば、後妻を向え候事、再縁等叶わず候。死に別れば二度迄赦し候得ども、

三度に及び候得ば、叶わざる様子に承り候。此の国はポウくを  
※生民の始めと致し候由に御座候。

男女とも髪は赤白く、目付きは上づり、少し上の方を見候得ば、瞳上

※センカの誤り。

※「これ、何か。」ということ。

※「だれか」と呼びとめること。

※口中の熱。

※埋葬。

※迎え。

※たみ。

※目縁まぶちに隠れ申し候。

鼻紙は三尺四面程の木綿もめんを腰に付置き絶えず鼻下を拭い申し候。

7 p

ナシタシイチンく我等へ申聞もうしきけ候は、此所ここより※王城おうじょう迄は往辺六ヶ月は懸かり候。先達て伺いに差立て候が、若し王城迄差出す様申し来るべくも相知らざるの由申し候に付き、私ども一統案事あんじ罷在り候得共、其の義無く、一年早く帰国致され候。

此所ここに滞留又一年程に、ヲホツカよりヲロフへ参り候。

革積船に便船いたし送られ候。別れに臨み色々の入用小道具与え申し候。海上三十日程をへ漕こて※天保七申年七月中旬ヲロフへ着いたし候。

此のヲロフの島はイトロフより自海上七八里隔たり、革類沢山の所に御座候。

私共参り候時もラツコの革の四五尺位成るを多く干置き申し候。

右の船に革類積込み、帰り懸けに私共をイトロフへ

相渡し候図用意致し来たり候處、松前御国御役人衆鉄砲を

打ち寄付けず候故、私ならびに傳吉兩人に、上陸致し、送り

来たり候訳申入れ、其の式致すべき由申付け、私共兩人を革小船に乗せ

押し候所、尚々鉄砲きび敵重隙ひま無く打立て、鉄丸キウく鳴響き

舟の前後に落ち候間おそれ畏おそれて帰り申し候。

其の後船を別所へ付け、傳吉・久太郎兩人を上陸致させ、

右訳申すべき由に候處、大切の御固めの場所故、

日本人壱兩人故にて防ぎ方ゆるめがた弛難ゆるめがたき由に候。承知致さずしき頻りに

大筒打懸け候故、船頭メトロイワンジ、私を見、指にて自分の

胸を差し、耐え難き由申し候。私餘り笑止に御座候故、海中に飛び入り

泳ぎ付き申すべき由申し候へ共、待つべき様申し聞け候。

※目のふち。

※王宮。また、都。

※天保七申年…一八三六年

其の夜少しも睡る事出来申さず。翌※早天私を別所へ上陸致させ、別れに臨みて茶并ならびに砂糖壺・米壺斗程・飯鍋・茶鍋・風鈴(〇)を与え、手を取りを頬を付け、口を合わせ、別れの札をいたし遣り申し候。手を互いに取合い候を彼等同輩の禮に致し候。私上陸いたし候上、大筒二挺一度に打拂い出船仕り候、松前役人衆へ遣わし物の端物はものも余程持参致し候得ども、右の仕合故、遣わし申さず候。且つ私どもへのあたへものも面々故、必要の品耳のみ呉れ申し候。※同八酉年出府いたし同九戌年三月帰国仕り候。右※あらあら飄く御話申上候。

※早朝。

フロシヤの言語同人記得分

エイタチャフワ「は何と云う事」セイフカ「女」モシキ「男と云う事」ドロブカ「きせると云う事」ダワイ「被下くだされと云う事」チャシカ「茶わんの事」ワタ「水の事」ヨコン「火の事」ポウく「御寺の事」スエチカ「蠟燭の事」カビタン「頭と云う事」チャニキ「茶鍋の事」マレンカ「子供の事」アケタヒ「何所へ行くという事」イデスタ「来たれという事」タバコ「ドモ」カネヤ「※加治の事」カワヨ「馬の事」ゴロワ「年の事」サバコ「天の事」コシカ「猫の事」コロバ「采の事」ラフタン「医者の事」ロカ「手の事」ノケ「足の事」ラシヤ「目の事」トロワ「采の事」ヨシカ「窓の事」ニスナヨ「不知という事」ナイト「無という事」ヨシヨシ「有りという事」ガマ「下駄の事」ビレハ「髪かみの事」ノウセキ「食くべもの事」ソリ「塩しほの事」シヤカ「砂糖の事」アレハ「魚の事」ホロシカ「笠の事」カストリカ「鍋の事」ユウツカ「酒の事」ペイ「呑のみむと云う事」ソンナ「船の事」ヤリキ「てんまの事」ソング「日の事」メセイシ「月の事」ヨブラコ「星の事」ゼン「昼の事」ナウチウ「夜の事」シツペ「臥せると云う事」シタワヒ「起たると云う事」ビツセ「字あざを書かく事」ブマカ「紙の事」ラハホ「髪かみの事」バツセバ「忪となじと云う事」ダラステ「雁かりの事」スアトナ「好このむと云う事」トロソナ「同上」サビワ「刃やいばの事」サダテン「刀やいばの事」ソクナウ「羅らの事」ナツワイ「着き類の事」ホシテ「馬銃の事」ネカ「黒と云う事」ビレ「白しろき事」トシ「雨の事」トウラセン「天氣の事」スネカ「雪の事」モレイ「海の事」ブワ「ぶたの事」

※同八酉年…一八三七年

※ざっと。大略。

※鍛冶

此の漂流談※立賣町市島氏より三月十四日借り得て、渡邊主人鎌倉吉沢子  
をたのみて書寫しおきぬ。同廿四日寅時迄燈下に校合畢る、出雲崎  
にて得たる書とひきあわせみるべし 小泉氏計

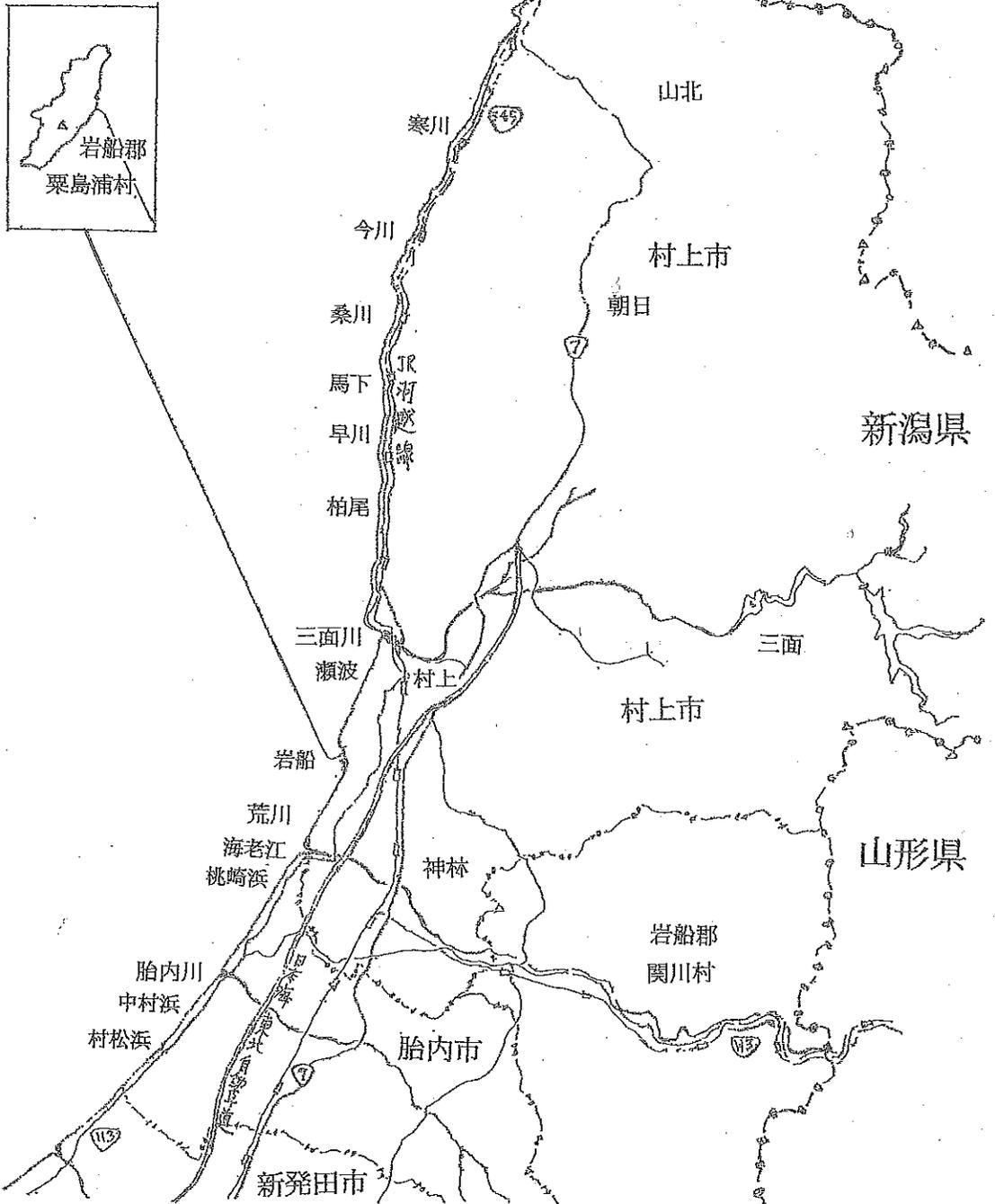
---

※立売町…新発田市街南側、新津・水原街道  
より入り、大柴町信号右折した道路沿いの  
町。寺町の手前。

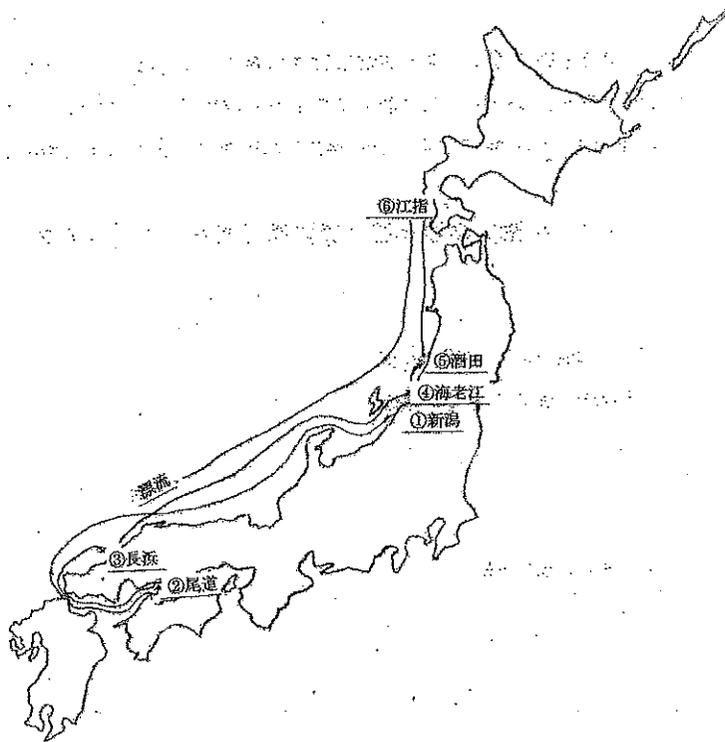
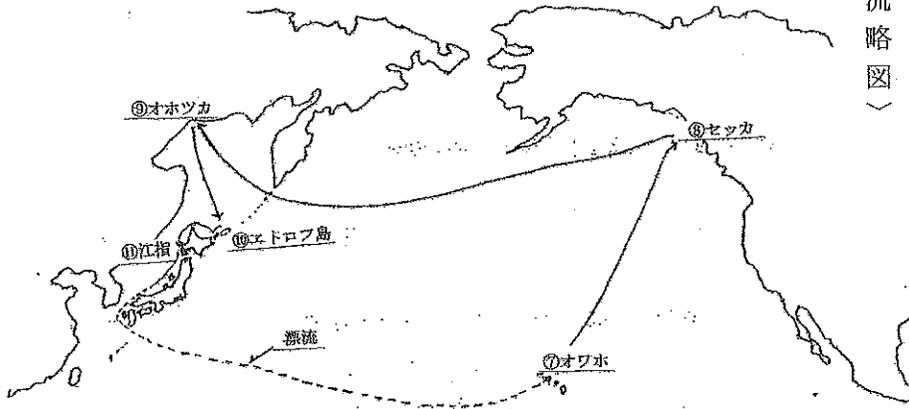


# 新潟県北部略図

(「マイカマガル新潟」(昭文社)を基に作成)



（漂流略図）



年譜（出帆から帰国・帰村まで）

天保三辰（一八三三）年

○戸三郎、早川村次郎左衛門から水主に雇われ、三月「五社丸」（四〇〇石積）に米九〇〇俵を積み入れ、越後国新潟湊を出帆。

・備後尾ノ道で米を売却 四月、石州長浜で鉄を積み込み、越後国海老江浦で荷揚 羽州酒田湊で売り米八〇〇俵積み込み、七月十三日出帆 七月十五日、松前江指港に入津。米を陸上げた後、鯡の鯨八二俵積み込み、八月十二日摂津・兵庫へ向け出帆。

○出雲付近で難風に遭遇、五社丸漂流。

・漂流中、八右衛門・助次郎・長蔵・宗吉、船中にて死去。

○閏十一月三日頃、ヲワホ（サンドウチ国）に漂着。ヲワホに一九か月滞在。

・滞在中、左兵衛死去（生存者・戸三郎・傳吉・久太郎）。

○三月、戸三郎・傳吉・久太郎、商い船でセツカ（ヲロシヤ国）へ。

○四、五月頃、商い船（六〇〇石積）にてセツカからヲロシヤ（ヲロシヤ）へ。

○六月下旬、戸三郎・傳吉・久太郎、五〇〇石積船でヲロシヤからヲロツフ經由、エトロフ島へ。

○船、エトロフ島近くの洋上で碇泊。傳吉外島人二人、入国手続き等協議のため、てんま船にてエトロフ島へ。

・途中、傳吉、停泊中の長門屋次郎左衛門分家早川市兵衛船を発見。傳吉、市兵衛船を訪ね、五社丸漂流のいきさつを話し、エトロフ島の役人に対して三名の帰国取りなしを依頼。

・エトロフ島の役人、戸三郎・傳吉・久太郎の入国を拒否。

・その夜、傳吉・久太郎、密かにエトロフ島に上陸。戸三郎、翌日ヲヨグに上陸。

○七月二十五日、戸三郎、エトロフ島着。戸三郎・傳吉・久太郎、役人の吟味あり。

○五月、御用船にてクナシリ島 松前島地 松前城下 箱館の役所へ。その後、箱館 奥州津軽 青森 南部 奥州通り 江戸へ。

○七月十八日、江戸下谷新寺町松前藩江戸屋敷着。戸三郎・傳吉・久太郎、勘定奉行所（小川町）の吟味を受ける。九月・十月にも吟味あり。

・十一月十四日、口書・印形押印の上、請書を提出。

○御裁許を渡された後、出雲崎へ向け江戸を出立。

○三月八日、出雲崎着。出雲崎代官所で再度請書を提出。同月十一日、中村濱に帰る。

天保八酉（一八三七）年

天保九戌（一八三八）年



あとがき

『漂流一件』（漂流一件・漂流談）に関する出版物

「中村浜の漂流者」「金塚友之丞・新潟郷土史研究会『郷土新潟』第十号・昭和四三年四月号」

（漂流談に相当）

角川日本地名大辞典 新潟県 はやかわ・早川・八村上市▽「近世」

（抜粋略記）天保三年角長の持舟新五社丸は江差出航後難風に遇い、ハワイへ漂着。アメリカの船でアリユーシャンへ、更にロシアの船で帰国した。（札幌博物館資料）

新潟日報 朝刊 平成二十四年一月二十一（土）「探る」（宮下昌幸 編集委員）

（巻頭文略記）ハワイ オアフ島へは土佐のジョン万次郎らに先立つこと十年。五社丸の船員達が日本人初の来訪者であったことを、県人がハワイ側の史料から発掘し当時の状況も突き止めた。帰郷迄足掛け六年、生還したのは総員八名中三名だけであった。

本書の出版について

「漂流一件」は特に越後人の漂流記でもあることから、多くの方に読んでいただけたら幸いと考え、微力ながら手作業で製本編集に取り組んできました。このたび、ようやく完成を迎えることができました。この間、新津図書館長はじめ多くの方々よりご指導ご協力を賜り、有り難く感謝申し上げます。



漂流一件 (非売品)

平成二十七年 四月二十一日 印刷

平成二十七年 四月二十五日 発行

編集・発行 新津古文書研究会

新潟市新津図書館 気付

新潟市秋葉区日宝町六一二

電話 (〇二五〇) 二二一〇〇九七

